

就職サイト等活用事業費補助金（採用ホームページ改良事業）の提出書類等について

1. 申請書の添付書類（交付申請時）

- (1) 企業概要書（様式第2）
- (2) 【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヶ月以内のもの 写し可）
【個人事業主の場合】個人事業の開廃業等届出書の写し（税務署の受付印のあるもの）
- (3) 事業所別被保険者台帳照会の写し（3ヶ月以内のもの）※ハローワークにて入手できます。
- (4) 事業計画書（様式第4）
- (5) 事前チェックシート（様式第5）※既に「対応済み」の項目については、(7)の採用ホームページの写しの該当部分をマーカー等にて印をつけてください。
- (6) 見積書の写し（採用ホームページ以外のページの改修を含む場合は、可能な限り見積書を分けてください。）
- (7) 採用ホームページが既にある場合は採用ホームページの全てのページを印刷したもの
- (8) 消費税納税対応状況申出書
- (9) 債権者登録申請書（別紙）
- (10) その他 ※国等からの助成金有の場合は、国等からの交付決定通知など

2. 補助金の申請後

補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書を送付します。交付決定通知を受けた後、業者等と契約を結び改修に着手をしてください。

3. 実績報告書の添付書類（改修完了→業者等に支払→求職者へ発信した後）

- (1) 契約書の写し
- (2) 支払いが確認できる書類
請求書及び領収書（発行元の押印があるもの）。
領収書がない場合は、下記のいずれかを添付してください。
 - ・預金通帳（該当箇所）の写し
 - ・現金自動預払機による振込時の利用明細の写し
 - ・振込受付書（金融機関の受付印があるもの）
- (3) 事後チェックシート（様式第10）※「今回対応しました」の項目については、(4)改修後の採用ホームページの写しの該当部分にマーカー等で印をつけてください。
- (4) 改修後の採用ホームページの写し
- (5) 求職者が求人情報等を収集するための媒体に、改良した採用ホームページURLを掲載し採用情報を発信したことが分かる資料の写し
 - ・就職サイト掲載の場合…就職サイトに掲載したページ（採用ホームページのURL掲載部分）の写し及び掲載日や印刷日が分かるもの
 - ・合同企業説明会出展の場合…合同企業説明会に参加したことが分かるチラシ等及び配布したパンフレット等（採用ホームページのURLを掲載したもの）

4. 補助金の交付について（補助金確定後）

補助金の額を記載した補助金確定通知書を送付します。補助金は、補助金確定通知書を発送してから1ヶ月程度で市が登録した口座へ入金します。

事業実施後3年程度、事業効果について市から調査へのご協力をお願いする場合があります。

5. その他

申請内容の変更等があった場合は速やかにご連絡ください。

連絡先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市産業部商工業振興課

TEL：51-2435 FAX：55-9090 E-mail：shokogyo@city.toyohashi.lg.jp